

**独立行政法人に係る改革を推進するための  
厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う  
中小企業退職金共済法施行令・  
中小企業退職金共済法施行規則等の改正について**

平成28年2月23日  
厚生労働省労働基準局

# 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（中小企業退職金共済法の一部改正関係）の概要

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、勤労者退職金共済機構における資産運用のリスク管理体制を強化するとともに、制度のポータビリティの向上等を通じた事務・事業の見直しを行うもの。

## 1. 資産運用に係るリスク管理体制の強化

資産運用業務に対するリスク管理機能等を強化するため、勤労者退職金共済機構に、厚生労働大臣が任命する委員から構成される**資産運用委員会**を設置し、資産運用の重要事項に係る審議等を行う。

## 2. 制度のポータビリティの向上等を通じた事務・事業の見直し

### （1）特定退職金共済事業からの資産移換

特定退職金共済事業を廃止する団体から、事業主単位で中小企業退職金共済制度（中退共制度）へ資産移換することを可能とする。

### （2）確定拠出年金制度（DC）への資産移換

共済契約者（中退共制度に加入している事業主）が中小企業者でなくなった場合、事業主単位で中退共制度から確定拠出年金制度（DC）（企業型）へ資産移換することを可能とする。

### （3）制度間通算における全額移換の実施

中退共制度と特定業種退職金共済制度間等の資産移換を行う場合、退職金額の全額を移換できるようにする。

### （4）企業間通算の申出期間の延長

被共済者（中退共制度に加入している従業員）が転職等により中退共制度間等を移動した場合の通算の申出期間を、現行の2年以内から3年以内へ延長する。

### （5）建設業退職金共済制度の退職金支給方法の見直し

建設業退職金共済制度における退職金が支給されない掛金納付期間を、現行の24月未満から12月未満へ短縮する。

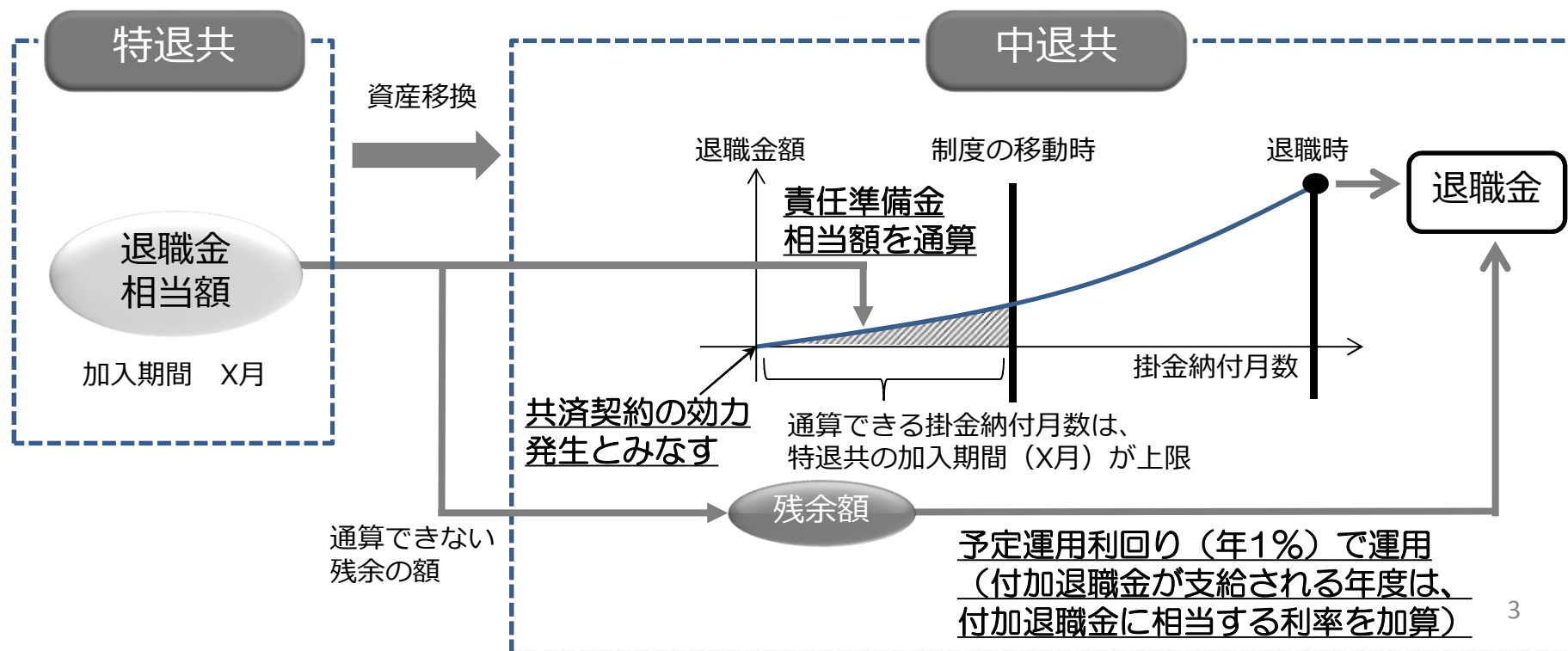
### （6）未請求退職金発生防止対策の強化

勤労者退職金共済機構が住基ネットを活用して退職金未請求者の住所把握を行うことを可能とする。

公布日：平成27年5月7日 施行期日：平成28年4月1日（ただし、1は平成27年10月1日）

# 1 特定退職金共済事業からの資産移換

- 特定退職金共済事業を廃止する団体から中退共制度へ資産移換した場合における掛金納付月数への通算は、中退共制度において財政負担が生じないように行う（中退共制度における責任準備金相当額に基づき通算）。【政令事項】
- この場合、制度の移動時から通算した月数分遡った月に退職金共済契約の効力が生じたものとみなして退職金額の計算を行う。【省令事項】
- 掛金納付月数に通算できない残余额は、中退共制度の予定運用利回りに相当する利率である年1%で運用する。【政令事項】

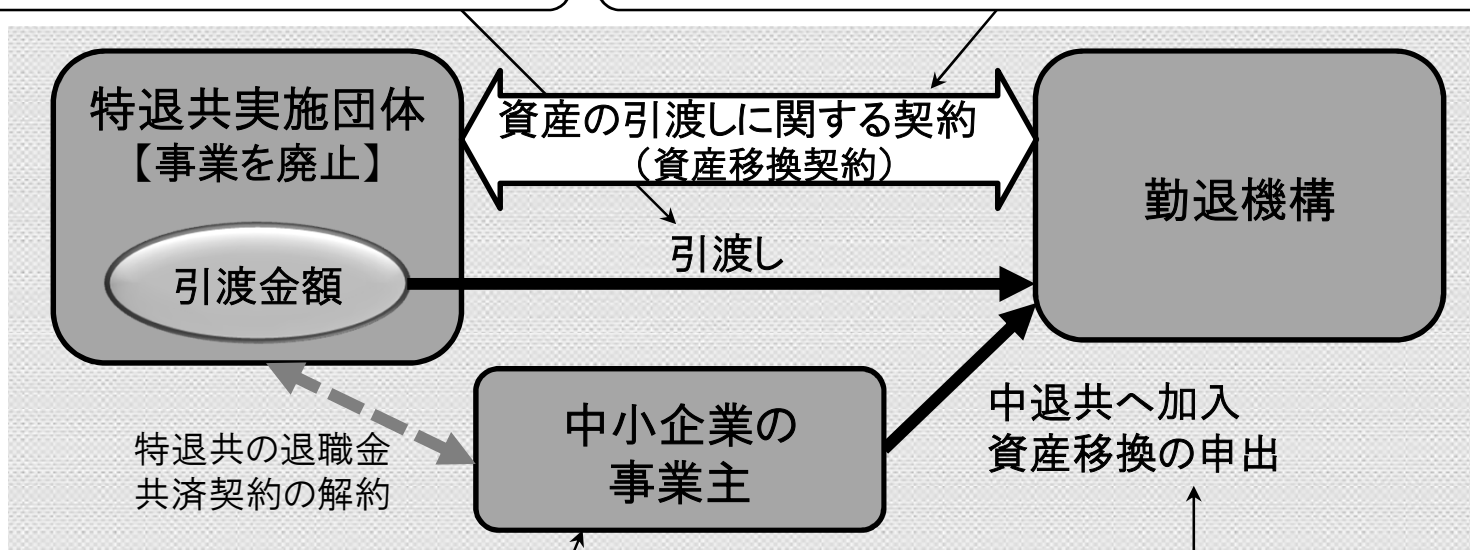


# 1 特定退職金共済事業からの資産移換

- 特定退職金共済事業（特退共事業）を廃止する団体（廃止団体）から中退共制度へ資産移換する際の手続きを規定する。【省令事項】

■ 機構が振込先の預金口座を指定した日から60日以内に行わなければならない。

■ 廃止団体が機構に資産を一括して引き渡すことを約する。  
■ 特退共事業が廃止されることを証する書類等を機構に提出。

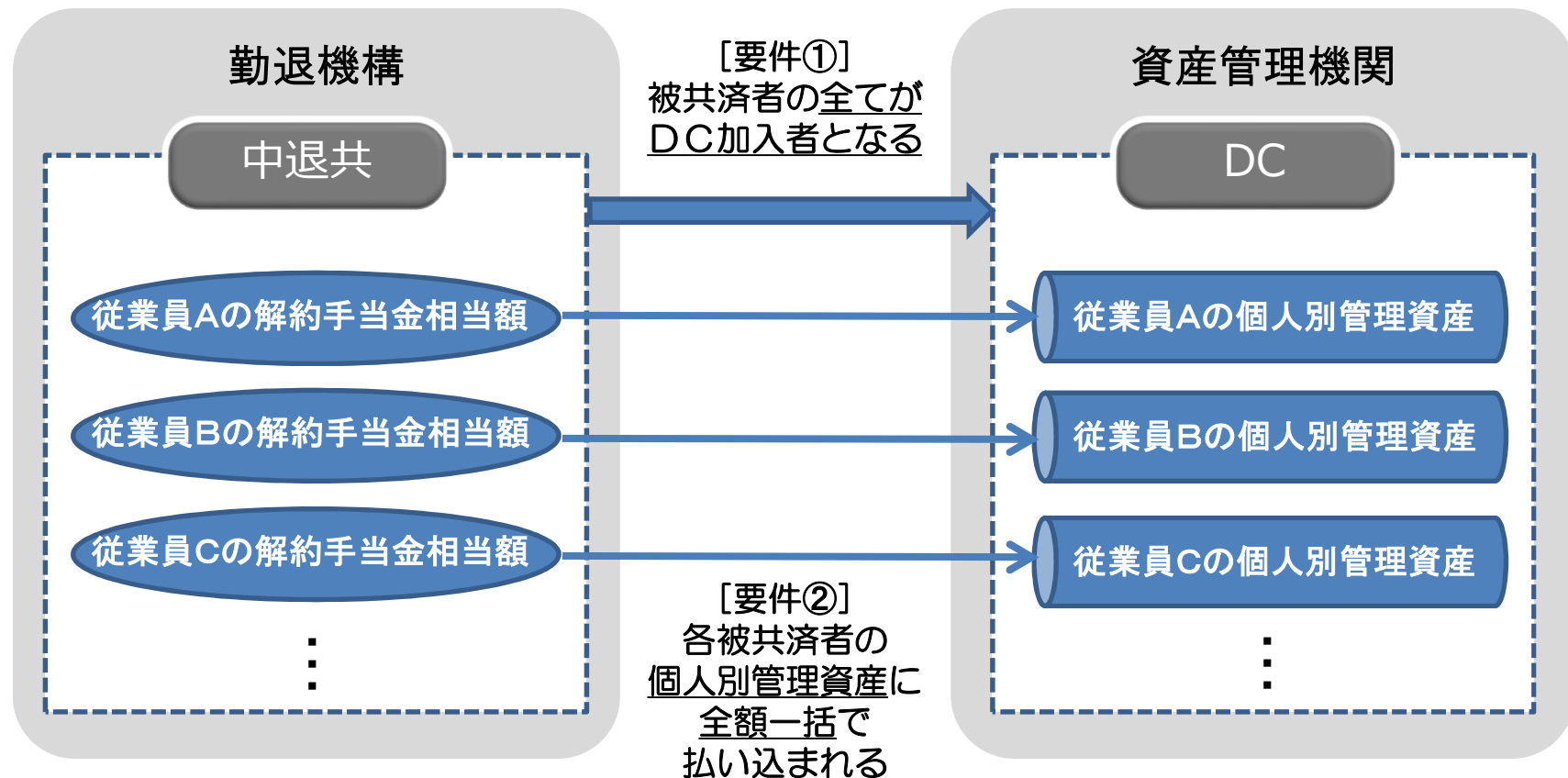


■ 資産移換の申出を行った事業主に対しては、**加入促進のための掛金助成は適用しない。**  
(施行日前に機構へ退職金共済契約の申込みを行っていた場合は、掛金助成を適用)  
■ **特例掛金内 (2,000~4,000円) の掛金増額** に対しては助成は適用しない。

■ 資産移換の申出は、資産移換契約の効力が生じた日から1年を経過する日までに行う。  
■ 従業員ごとの**移換額**・廃止特退共事業に加入していた**月数**等を記載した申出書に、**従業員の同意書**等を添付。  
■ 特退共事業廃止後に中退共制度に加入する場合、**加入申込みに併せて資産移換の申出を実施。**<sup>4</sup>

## 2 共済契約者が非中小企業者となった場合の資産移換

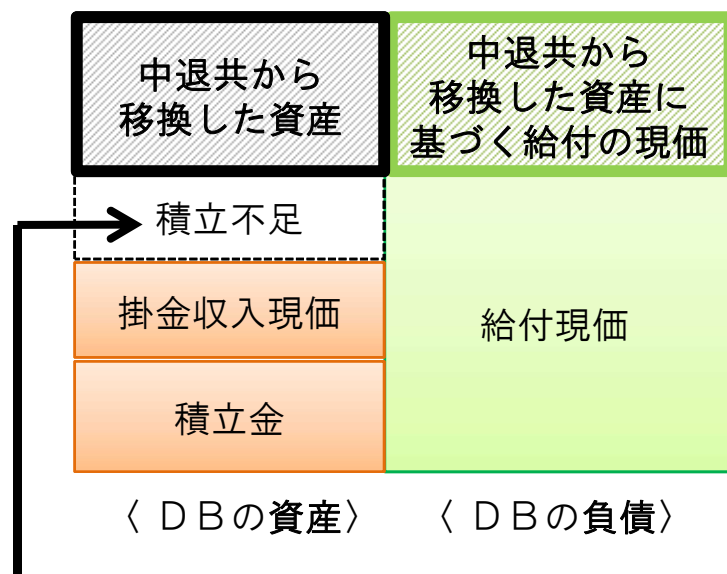
- 共済契約者が中小企業者でない事業主となった場合に中退共制度から資産移換を行うことができる制度として、新たに確定拠出年金（DC）（企業型）を追加。【政令事項】
- 資産移換先となることのできるDCの要件を規定。【省令事項】



## 2 共済契約者が非中小企業者となった場合の資産移換

- 今般の法改正により、共済契約者が中小企業者でない事業主となり勤退機構から退職金共済契約が解除される前から引き続き確定給付企業年金や特定退職金共済事業を実施している場合も資産移換が行えるようになったことに伴い、所要の規定の整備を行う。【省令事項】

### ＜資産移換先となることのできる既設DBの要件＞



既設DBへの移換を認めることに伴い、中退共から移換した資産を積立不足に補填することは認めない旨を明確化

### ＜参考：非中小移換先の企業年金制度等＞

		現行	法改正後
DB	新設	○	○
	既設	×	○
DC (企業型)	新設	×	○
	既設	×	○
特退共	新設	○	○
	既設	×	○

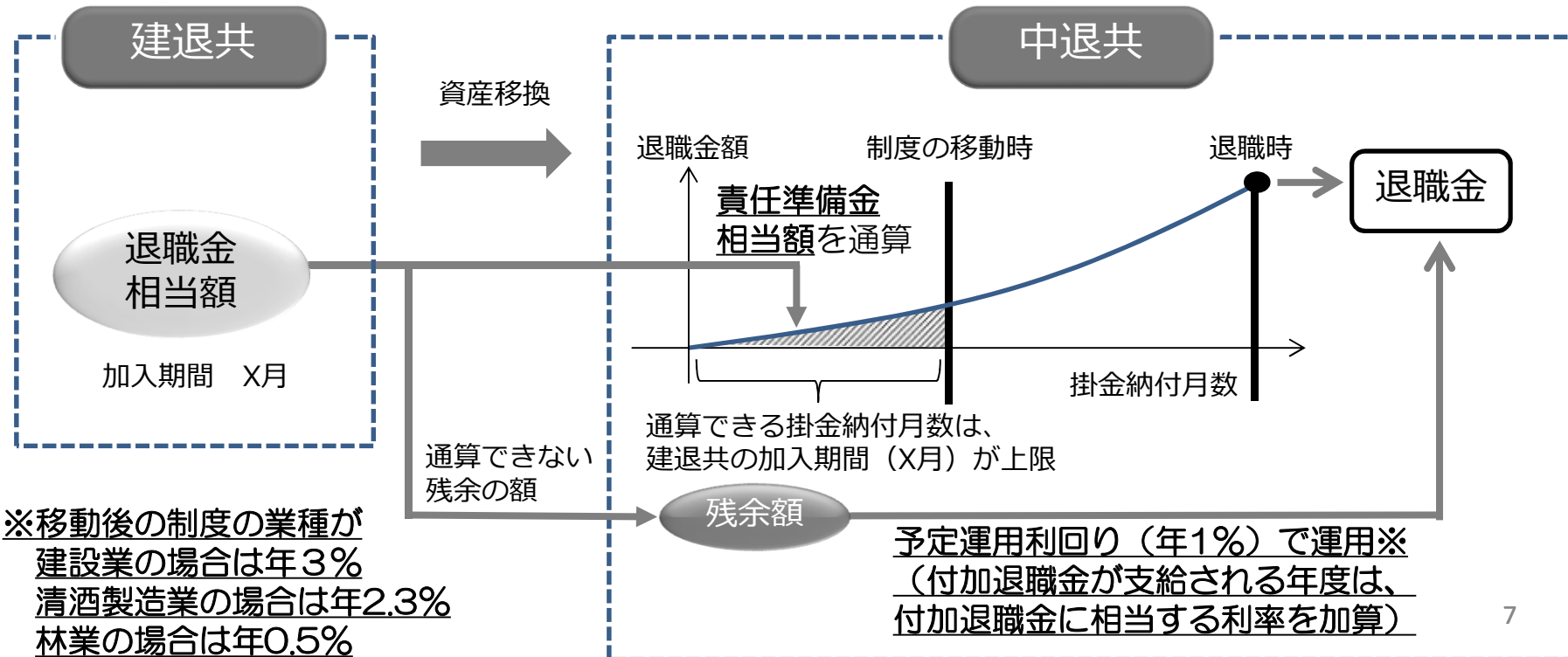
### 3 制度間通算における全額移換の実施

- 被共済者が転職等により特定業種退職金共済制度間又は一般の中退共制度と特定業種退職金共済制度との間を移動した場合における掛金納付月数への通算は、移動後の制度の財政に与える影響をより考慮した財政中立的な方法により行う（移動後の制度における責任準備金相当額に基づき通算）。

**【政令事項】**

- 掛金納付月数に通算できない残余额は、移動後の制度の予定運用利回りに相当する利率で運用する。 **【政令事項】**

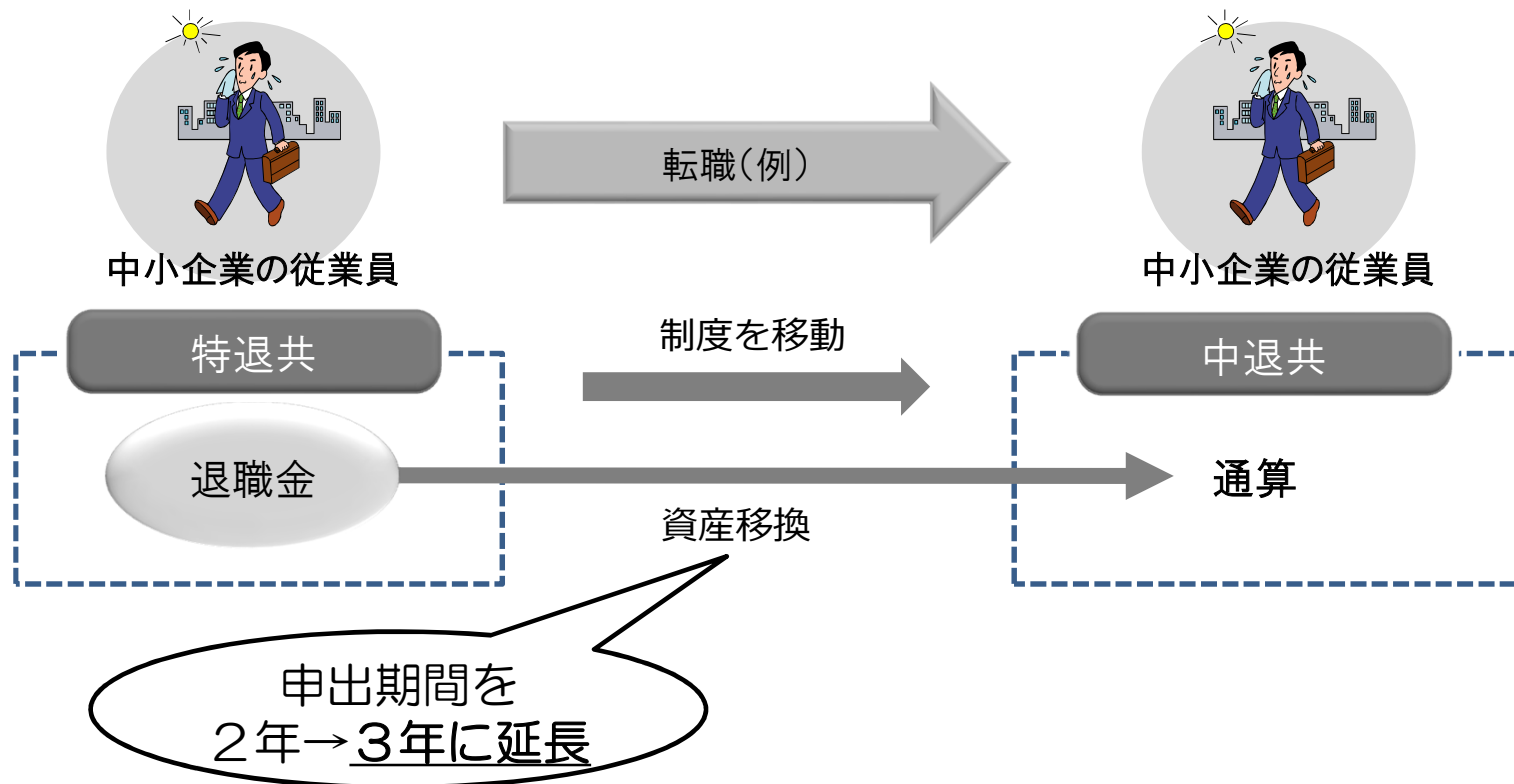
＜例：建退共から中退共へ移動した場合＞



## 4 中退共と特退共間の資産移換の申出期間延長

- 今般の法改正により、被共済者が転職等により中退共制度の間等を移動した場合に退職金を通算できる申出期間2年から3年に延長したこと  
に併せて、特定退職金共済事業と中退共制度の間を移動した場合に退職金を通算できる申出期間についても、2年から3年に延長する。

【省令事項】





## 5 建設業退職金共済制度の退職金額の見直し等

- 特定業種退職金共済制度の財政検証（平成26年度）において、建設業退職金共済制度における不支給期間を短縮するとともに、予定運用利回りを引き上げることが適当とされたことを踏まえ、所要の改正を行う。

### <不支給期間の短縮>

- 特定業種退職金共済制度における退職金の不支給期間を24月未満から12月未満に短縮する業種として厚生労働大臣が指定する業種は、建設業とする。【告示事項】
- 建設業退職金共済制度の掛金納付月数が12月～23月となる被共済者について、一般の中退共制度と同様に、納付された掛金の総額を下回る金額を退職金として支給する。【政令事項】

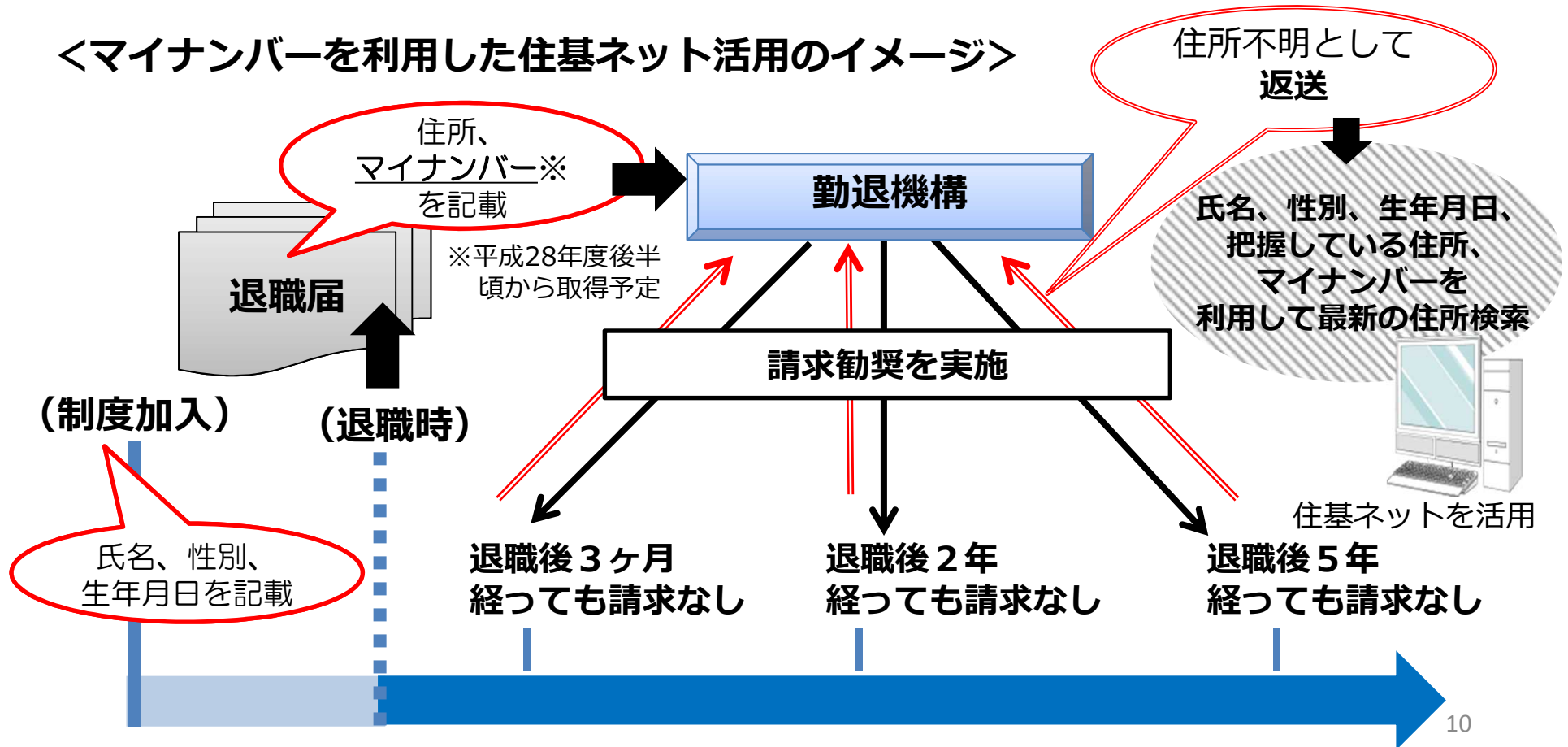
### <予定運用利回りの引上げ>

- 建設業退職金共済制度における退職金の予定運用利回りを、現行の2.7%から3.0%へ引き上げる。【政令事項】
- ※ 退職金算出の複雑化、事務負担の増加等を勘案し、前回利回り引下げを行った平成15年10月以降の期間に対しても、施行日以降の退職者については新しい利回りの適用対象として引き上げる。【政令事項】

## 6 未請求退職金の発生防止対策の強化

- 今般の法改正により、勤退機構が行う退職金の支給に関連する一連の事務において、住基ネット・マイナンバーの利用が可能となった。
- 未請求退職金の発生防止対策の強化として、一般の中退共制度において、共済契約者が、被共済者が退職した旨の届出を勤退機構に提出する際に、マイナンバーの記載を求めることとする。【省令事項】

### <マイナンバーを利用した住基ネット活用のイメージ>



# 7 合同運用の実施

- 今般の法改正により、一般の中退共制度と特定業種退職金共済制度の業務上の余裕金を合同して運用することができるようになったことに伴い、所要の規定の整備を行う。【財会省令事項】

